

2010年度国に対する中小企業家の重点要望・提言（2009年6月）

中小企業家同友会全国協議会

1. 非常時の金融環境に対応するセーフティネットの金融機能の拡充を

- (1) 「緊急保証制度」は、当初の原材料価格高騰対策から不況が全業種に急速に広がる全面不況に移行した現状に鑑みて、業種を細かく指定せず全業種に適用すること、及び貸出条件を拡充すること。また、本制度の貸出枠に予約保証制度の貸出限度額を拡充して運用できること。
- (2) 信用補完制度は、本来の信用保証理念に基づき保証料率の引き下げなど中小企業ニーズに対応した施策の強化を進めること。また、問題なく返済してきた借り手中小企業の返済履歴（クレジット・ヒストリー）を尊重し、保証協会付融資での保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げるなど優遇措置を取ること。
- (3) **※**日本政策金融公庫は、一般融資も含む中小企業への公的機能の充実、サービス水準の維持に努めること。特に、セーフティネット貸付は融資条件を緩和し、中小企業の実態を踏まえた融資を行うこと。
- (4) 貸出条件の緩和を行っても不良債権には該当しない取扱いの拡充などの「金融検査マニュアル」改定を中小企業と金融機関に周知徹底し、各金融機関に対して、今回の措置で不良債権に該当しない可能性のある債権を調査し、貸出先中小企業の再建と追加融資に活用するように促すこと。
- (5) 円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」（仮称）を法制化すること。

2. 大不況の波から地域・中小企業を守り、仕事づくりへの支援を抜本的に強化すること

- (1) あらゆる政策手段を総動員して中小企業の地域での仕事づくりを支援すること。**①『中小企業地域資源活用プログラム』や『農商工連携の促進』政策を統合し、農林水産業等との連携など共同事業の領域を広げ、「地域振興型企業」づくり、「地域振興型産業クラスター」への支援をすること。施策窓口を地域の中小企業を把握している都道府県とし、事業規模を飛躍的に拡大すること。**②「新事業分野開拓事業者認定制度」を導入する地方自治体を積極的に支援し、新商品の販路開拓で困難をかかえる地域の中小企業を随意契約による新商品購入で援助する自治体を大幅に増やすこと。****
- (2) 従来型の公共事業から、生活基盤整備・環境保全・防災重視の「地域密着型公共事業」へ抜本的に転換し、地域密着に適合的な中小企業の仕事づくりにつながる発注体制を構築すること。特に、災害時の避難場所となっている学校施設の耐震補強工事を緊急に全国一斉に実施すること。学校施設では、太陽光発電や校庭の芝生化、天井材落下やガラス飛散の防止対策、バリアフリー化なども大規模に推進すること。
- (3) 災害対策・防災対策を抜本的に強化すること。地域での耐震診断・改修が着実にすすむように助成金の利用条件を緩和し、中小建設業の仕事づくりにもつながるものとすること。問題の焦点となる既存不適格建物でも耐震・断熱改修を行い、安心で省エネな住宅にできるよう助成金適用を可能にしたり、低所得者層の補助率の引き上げなど弾力的措置を取ること。
- (4) 公共発注機関は適正価格発注に努め、中小企業への発注率を大幅に高めること。分離分割発注を拡大するとともに、随意契約を活用すること。特に、中小建設業への公共事業のリフォーム・リニューアル等の工事の大幅発注を進めること。

3. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築

- (1) 太陽光や風力、バイオマス等の自然エネルギーや文化的資源など地域の固有資源の産業化・事業化に取り組む中小企業を産学官民（市民）・金融の連携で支援すること。自然エネルギーによる発電事業が長期的に発展を遂げられるよう、電力会社の自然エネルギーの買い取り量と価格を適正なものにするため、RPS法の見直しを早急に進めること。
- (2) 中小企業のCO₂削減の自主的取り組みが社会的経済的に評価される仕組みを構築すること。例えば、温室効果ガス排出量取引市場に中小企業が団体やグループ等で参加できる制度を検討すること。
- (3) 循環型社会形成を目指す一連のリサイクル法の実施にあたっては、生産から流通、消費、リサイクルの各段階でそれぞれにふさわしい適正コストを負担するシステムづくりへの見直しを行うこと。また、このようなシステムづくりにあたっては、リサイクルしやすい製品作りや製品の長寿命化、廃棄物の発生抑制に働くようにすること。
- (4) 食糧自給率を高めるため、安全で健康な食べ物を供給する日本農業の健全な発展を図ること。地域づくりでは、農業が、治水や地域環境保全にも役立っていることを考慮し、地域経済の主役となる地域密着型の中小企業と農業、そして行政などがネットワークをくみ、持続可能な地域社会づくりをすすめること。

4. 所得再配分機能と消費購買力を高める公平な税制の構築を

- (1) 法人税は応能負担原則に適う公平なものとするため、法人税も累進税率とすること。地域の活性化、雇用促進のために当面、資本金1億円未満の中小法人の所得1500万円まで15%の法人税率とすること。
- (2) 特殊支配同族会社オーナー役員の給与所得控除額の損金不算入措置を完全廃止すること。また、役員報酬、役員賞与の損金算入は、実態に合わせて柔軟に適用すること。定期同額給与と事前確定届出給与の制度は、企業の自主性を阻害する税法の干渉である。
- (3) 景気回復・内需拡大のために大胆な庶民減税をすること。不況をさらに深刻にする給与所得控除の縮小と消費税の税率引き上げに反対する。また、外形標準課税の対象企業を資本金1億円以下に拡大することは絶対あってはならない。

5. 持続可能な社会・経済システムへの根本的転換をめざす中小企業憲章の制定を

- (1) 地球環境に配慮しつつ、人間らしく豊かに暮らせる持続可能な安全・安心の社会・経済システムへの根本的転換をめざし、中小企業が国民とともに繁栄できる日本経済を実現すること。政府は、中小企業を国民経済の豊かで健全な発展を質的に担っていく中核的存在として位置づけ、中小企業重視へ国家戦略を抜本的に転換する中小企業憲章を制定すること。また、政府は、中小企業省を設置し、中小企業担当大臣を置くこと。
- (2) 国のすべての政策や法律・規制が中小企業への影響を事前に考慮して立案され、実施されるという原則を確立するための法律を整備すること。また、国内外の中小企業の企業活動に関わる法規制情報をインターネット等で包括的に提供する政府サイトを設置すること。アメリカでは「規制柔軟法（RFA）」により、連邦省庁が新たな規制案を提出する場合に、その規制が中小企業に及ぼす影響を考慮し、中小企業にとり負担の少なく同等の効果のある代替案の分析を行い、分析結果を公にしてパブリックコメントを求めることが決められている。これは、EUの「小企業憲章」の「Think small first」（小企業を第一に考える）という考え方にも通じるものである。

以上